

受入企業様向け 重要なお知らせ

在留手続き手数料 制度改正のお知らせ

在留手数料が大幅値上げ 2026 年 10 月 1 日から

技能実習生・特定技能外国人の「在留期間更新」「在留資格変更」の手数料が引き上げられます

政府は、外国人の在留手続きにかかる手数料を引き上げる政令を閣議決定しました。これまで一律 6,000 円だった在留資格の変更・在留期間の更新の手数料が、在留期間に応じて 1 万円～7 万 5,000 円に引き上げられます。技能実習生・特定技能外国人を受け入れている企業様に関わる重要な制度改正ですので、下記の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

現 行

6,000 円

在留期間にかかわらず一律

→

2026 年 10 月 1 日～

1 万～7.5 万円

在留期間に応じた段階制に変更

適用開始: **2026 年 10 月 1 日**以降に受け付けられる申請から ※申請日(受付日)が基準です

■ 許可される在留期間ごとの手数料(窓口申請の場合)

許可される在留期間	現行手数料	改定後の手数料
3 か月以下	6,000 円	10,000 円
1 年	6,000 円	33,000 円
3 年以上 5 年未満	6,000 円	64,000 円
5 年以上	6,000 円	75,000 円

※ オンライン申請(3 か月以下の区分を除く)では、区分に応じて 3,000 円～1 万円の割引があります。

※ 永住許可の手数料も 1 万円→20 万円に引き上げられます(窓口申請のみ)。※ 金額は政令案に基づくものです。今後、正式な政令公布により内容が変更となる場合があります。

Q. なぜ値上げされるのか

在留外国人数の増加に伴う入国在留管理業務の体制強化や、デジタル化・多言語対応など受け入れ環境整備の費用にあてるためとされています。手数料の上限見直しは 1981 年以来、約 45 年ぶりです。

企業様にお願い したいこと

- ✓ 今後の受け入れ・更新にかかる費用計画に新しい手数料額を反映してください。
- ✓ 制度改正に伴う在留手数料値上げに大変遺憾ではございますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。